

ID: 137

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市コール田無条例 第11条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第118号		
【根拠条文】 (使用料) 第11条 コール田無の施設において、使用料を徴収する施設及び使用料は、別表第1のとおりとする。 2 コール田無の施設の備付け器具(以下「備付け器具」という。)の使用料については、別表第2に定める額を上限として規則で定める。 3 第8条の規定による利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、前2項に定める使用料を利用の承認を受けたときに納付しなければならない。ただし、備付け器具の使用料は、当該備付け器具の利用が終了したときに納付することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市コール田無条例施行規則第4条の規定による。 (備付け器具の使用料) 第4条 条例第11条第2項に規定するコール田無に備え付けてある器具の使用料は、別表第1のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日